

上海都市開発事情調査団

＜参加のご案内＞

旅行期間：2017年11月8日（水）～11月10日（金）＜2泊3日＞

視察企画：ビルマネジメント・ビジネス (BMB) 研究会

視察協力：(株)ビジネスインテリジェンスネットワーク (BINET)

旅行企画・実施：近畿日本ツーリスト(株) 第1営業支店

観光庁長官登録旅行業第1944号、一般社団法人日本旅行業協会正会員、
ボンド保証会員、旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引
協議会会員



企画主旨

中国における商業・金融の中心、上海市。最新の「世界都市ランキング」では12位へと大幅アップし、グローバル都市の地位を築きつつあります。世界第2位を誇る超高層ビル「上海中心（タワー）」が完成し、ビル開発でも成熟期を迎えています。

今回は、都市開発の現状や将来構想、さらにオフィスビルや商業施設の管理運営の体制や手法について視察、研究します。なお帰国後には報告会を開催予定です。

研究会会員はもとより、中国事情に関心のある多くの方々の参加を期待しています

視察候補先概要

* 再開発区視察（浦西、浦東）

1) 到着時に浦西区を中心に（新天地、人民広場、上海城市規画展示館、南京路、バンド地区等）視察する。

上海城市規画展示館（人民広場）では1時間ほど解説付きで視察をする。ここは地上6階、地下2階の建物で、上海の都市計画と発展に関する展示を行なっている。目玉は上海市街地全体をカバーした大型模型であり、そこには既存の建物と将来的に計画中の建物もある。他にも上海の歴史と都市計画に関する展示があり、外灘など特定の地域に限った小型模型もある。

2) 2日目には浦東新区を中心に再開発の現状を視察する。

* 上海環球金融中心

森ビルが上海浦東新区・陸家嘴金融貿易区に建設した地上101階、高さ492mの国際金融センタービル。当時世界一の高さの展望台、商業、会議施設などから成る総合ビジネス、文化拠点。

建物の最上層部に大きく開けられた窓と、その下部がガラス張りの展望台が特徴的。今回は現地森ビルの専門家にビルの運営管理の状況などをヒアリングする。

* 上海中心大厦

「上海中心大厦（上海タワー）」は、2016年現在中国トップ、世界2位の高さを誇る超高層ビルです。632mという高さのほか、アメリカのゲンスラー社が手がけた美しいデザインも話題。88階建ての「金茂大厦」、101階建ての「上海環球金融中心（森ビル）」を上から見下ろす眺望も必見です。

* 上海国金中心（IFCモール他）

2010年にオープンした高級ブランドモール、オフィス、ホテルも併設された複合開発ビル

日 程 表

日次	月日曜	発着地／滞在地	発着時刻	交通機関	摘 要	食事
1	2017年 11月8日 (水)	東京(羽田)発 上海(虹橋空港)着	9:15 11:45 午後	JL081 専用バス	空路、上海へ 着後、昼食会場へ ■上海都市計画概要視察調査 上海城市規画展示館 他(新天地、人民広場、 南京路、バンド地区等) 浦東新区エリアにて夕食 <浦西泊>	朝：機 昼：○ 夕：○
2	11月9日 (木)	浦 西 滞 在	朝 夜	専用バス	ホテルにて朝食後、ホテル発 ■午前現地視察 (公式訪問 上海環球金融中心) ■午後現地視察 上海中心大廈、 上海国金中心(IFCモール他) その他浦東地区の開発状況調査 浦東世茂SAエリアにて夕食 <浦西泊>	朝：○ 昼：× 夕：○
3	11月10日 (金)	浦 西 滞 在 リニア試乗 上海(浦東)発 東京(羽田)着	朝 18:25 22:15	専用バス JL086	ホテルにて朝食 ■半日フリー視察もしくはオプションツアーを設定します 現地ガイドと共に空港へ 空路、帰国の途へ 入国通関手続き後、解散	朝：○ 昼：× 夜：機

(注1) 発着時刻および交通機関は変更になることがあります。

(注2) 上記日程表の太枠で囲まれた視察先の情報については、下記BMB研究会事務局様へお問い合わせください。

- 時間帯の目安：早朝=4:00~6:00 朝=6:00~8:00 午前=8:00~12:00 午後=12:00~16:00
夕刻=16:00~18:00 夜=18:00~23:00 深夜=23:00~4:00 終日=09:00~17:00
- 朝=朝食 昼=昼食 夕=夕食 機=機内食 ×=食事なし
- 利用予定日本発着航空会社 JL=日本航空

募集概要

1. 募集人員 15名様（申込先着順により締め切ります。なお最少催行人員は10名様とします）
2. 参加対象者 （BMB研究会会員を中心に中国事情に関心ある一般企業の皆様）
3. 旅行期間 2017年11月8日（水）～ 2017年11月10日（金）2泊3日
4. 旅行代金 会員：284,000円、一般 299,000円（1名様1室、シングル利用）
*燃油サーチャージおよび、海外空港諸税等が別途必要となります。
(国内空港施設使用料・旅客保安サービス料は含まれております)
5. 利用予定日本発着航空会社 日本航空
6. 利用予定ホテル ホテルガーデンオークラ上海
7. 食事料金： 日程表に記載の食事：朝食2回・昼食1回・夕食2回（機内食はこの回数に含みません。）
8. 添乗員： 同行しませんが現地係員がお世話します。
9. 申込締切日：2017年9月11日（月）ただし満員になり次第締切ります。
10. 訪問国 上海（中華人民共和国）

■旅行代金に含まれるもの

- ①航空運賃：日程表に記載された区間（エコノミークラス）、②宿泊代金：1名1部屋シングル利用、バス・トイレ付
- ③食事代金：日程表に明記の食事代金（朝2回、昼1回、夕2回 ※この回数に機内食は含まれません） ④視察費用：日程表に記載の視察関連費用
- ⑤専用バス代金：空港ホテル間の送迎バス料金、視察バス料金、リニアモーターカー乗車代金 ⑥現地ガイド料金：別紙日程表に明示した現地ガイド料金
- ⑦団体行動中の税金類 ⑧手荷物運搬代金：お一人につき2個(23kg以内)のスーツケース（ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。）
- ⑨羽田空港施設使用料、羽田空港旅客保安サービス料：2,570円 ⑩各種手続き関連等：旅のしおり、パンフレット作成費用など

旅行代金算出基準日：2017年8月7日

■旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

- ①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの：¥11,000、有効期限10年のもの：¥16,000
- ②個人的性格の費用：飲物代、クリーニング代、電話代など ③渡航手続諸経費：旅券・査証の取得料金、予防接種料金、渡航手続取扱料金等 ④手荷物超過料金 ⑤傷害、疾病に関する医療費
- ⑥任意の海外旅行傷害保険料 ⑦日本国内の交通費・宿泊費・11/10(金)オプショナルの追加観光費用(今後ご案内をご参照ください。)
- ⑧食事の際のお飲み物費用 ⑨専門通訳費(1名)：58,000円 ⑩上海空港税1,300円、航空保安料300円
- ⑩運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)1,600円(8月7日の料金。為替によって変動の可能性があります。)

※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻し致しません。尚、減額され他場合でも減額分の払い戻しは致しません。

※上記の日本円換算額は2017年8月7日の三菱東京UFJ銀行の店頭売り渡し電信送金レート(1ドル=111円)を基準に算出しています。

為替レートの変動により過不足が生じた場合でも、ご精算は致しかねます。

■旅券・査証について：

- (1)旅券（パスポート）：2018年6月10日以降まで有効な旅券が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はおお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいております。
- (2)査証（ビザ）：目的や日数など旅行内容による条件は満たしておりますので、査証は不要です。

*上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

お申込・お支払い方法

- [1] 後日お送りする参加申込書に必要事項をご記入の上、近畿日本ツーリスト(株)まで郵便またはFAXにてお送りください。
- [2] お申込金60,000円(旅行代金の一部充当)を下記口座にお振り込みください。
※お申込書とお申込金を確認できた時点で正式なお申込となります。
※申し込み口座名は、申し込みご本人様のお名前でお振込みください。
《振込み先》
銀行名：三井住友銀行 近畿第一支店
口座番号：(普通)4953527
口座名：近畿日本ツーリスト株式会社
- [3] 10月初旬頃、渡航手続きご案内書類をお送りいたします。
- [4] 残金については、後日請求書をお送りいたしますので、再度ご案内する日程までに上記口座にお振り込みください。
- [5] 「旅のしおり」等最終案内書類を後日にお渡しいたします。
- [6] ご出発

ご旅行条件書

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「予約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとお名前をご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（■お客さまの交替）の取消料をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、お申し込みを解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料（■取消料のかかる場合）をいただきます。また、氏名の他性別、年齢、国籍などが違った場合と同様となりますので、ご注意をお願いします。
- 電話等の通信手段によりご契約の場合、当社が予約を確認した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「予約金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「予約金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限満了に結果として予約が不可能な場合は当社は「予約金」を全額戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- 日路上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）、ウエイティング登録」の場合を除き、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされず、航空券・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。）あらためて当社がご案内申し上げますので旅行中に必要な旅行内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でもそれを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することを条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を下記することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がおさまのみに旅行契約の特等別に係る費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当該指定する期日までに当社が指定する方法で支払われなければならない。⑧15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受領をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受領した日とします。
- ⑩通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまの旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けると（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
②通信契約の申込みが際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③通信契約が当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知がメール、FAX、留守番電話等を行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- ⑪当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - 他の旅行者が暴力を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - お客さまが暴行団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑫ その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客さまが出発までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

- 外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.eairuy.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1:「十分注意してください。」

- イ 通常通り行いますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
 - ロ 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
- イ 原則行いませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、行儀いたします。その場合の対応はロ以下です。
 - ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
 - ハ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は取戻しません。
 - ニ ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第22項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を受取りません。
- ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のたため契約内容を変更することがあります。

レベル3:「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

進行を中止いたします。

衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日航

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日まで交付します。ただし、出発の7日以前にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容の変更

- ①当社は天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の選定・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお断りせしめます。
- ②複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが1人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料をお支払いするほか、1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日* ピーク時の旅行であれば、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

* ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

- ①当社の責任とならない因、渡航手続き等の事由による取消済の場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合（お客さまによる旅行契約の解除）
下記の場合は取消料はいただきません。（一部別所）
 - ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 - ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
- 当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部別所）
①お客さまが契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。②旅行代金を期日までに支払いいただけない③申込条件の不適合④病気、団体行動への不参加その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客さまが■お申し込み⑨⑩から⑬のいずれかに該当することが判明したとき。
- 当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。またそのような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 特別補償
当社はお客さまが当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金を2,500万円、入院見舞金を2万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対に於いての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」といたしません。
- 旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める倍率の追加補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■お客さまの責任

当社はお客さまが当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金を2,500万円、入院見舞金を2万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対に於いての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」といたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める倍率の追加補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種別又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、装束その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報に基づき、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

① エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用） また下記（ ）はごども。
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アジア・中東・17,500円（13,200円）
アジア（韓国除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・10,000円（7,500円）
アジア・6,000円（4,500円）

② ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・1,000円（大人・ごども共通）
* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なことが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物の案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手厚いサービスはいたしません。ご購入の際には、ご購入の仕様に商品を確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくならぬまでご連絡ください。）

■個人情報保護について

イ、当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関を含む）の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約の責任、事故等の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先のお客さまのお買い物の便宜のため、お客さまのお名前、お客さまのパスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等海外免税店等の事業者へ提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報保護の取扱いについてお客さまに同意いただくものとします。ロ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内と販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報には以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

ハ、上記のほか、当社の個人情報保護の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約の取扱いについて

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からのご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

■申込金、旅行代金振込口座 三井住友銀行 近畿第一支店（普通）4953527 近畿日本ツーリスト㈱

視察に関するお問合せ：BMB 研究会事務局
(<https://www.binet.co.jp/abmb/>) TEL:03-5605-0875

お問合せ・お申込先（旅行企画・実施）
近畿日本ツーリスト㈱第1営業支店
観光庁長官登録旅行業第20号（社）日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員 「総合旅行業取扱管理者」とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の総責任者です。この旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業取扱管理者にご相談ください。」
総合旅行業取扱管理者：白山 秀一
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F
TEL. 03-6891-9301 FAX. 03-6891-9401
[BMB 研究会 上海都市開発事情調査団] 係 担当：二階堂、木村
営業日・営業時間は月～金曜日の09:30～17:30です。（土日・祝日休）
*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。